

滞納処分になる前に

早めの納付・相談を

沖縄県・県内41市町村

11月・12月徴収強化月間

住民生活の向上と安心して暮らせるまちづくりを目指し、本市では各種政策に取り組んでいます。その財源の基礎となるのが、皆様に納めていただいている税金です。

本市では約96%の納税者が現年度税を年度内に納付いただいているのに対し、滞納となる方も毎年発生しているのも事実です。その滞納を放置することは、福祉や保健、教育、道路設備などの住民サービスに関わる財源が減少することを意味します。

市ではそのような滞納状態を解消するため、国税徴収法に基づき滞納処分(差押・タイヤロック・ミラーロック等)を行っていますが、特別な事情により納付期限までに納付ができない方は、相談も受け付けています。

よって滞納処分を受ける前に、納付・相談を呼びかける事を目的として、本市が行っている徴収業務の主な取り組みをご紹介します。



滞納処分の一例(タイヤロック)